令和7年度守口市農産物品評会実施要領

- 1 目 的 農産物の品質向上と農家の生産意欲を高め、かつ守口市内の農家が収穫した農産物の地産地消の推進をふまえ、市民との共存を図ることを目的とする。
- 2開催日令和7年11月27日(木)午前9時30分から11時30分及び会場守口市役所1階ロビー
- 3 日 程

月 日	時 間	事 項	場所
11月13日(木)	午後 5:30まで	出品申込 締 切 日	出品申込書は郵送か直接地域振興課へ
	午前 8:00から 午前 9:00まで	出品物搬入	守口市役所1階ロビー
11月27日(木)	午前 9:30から 午前10:30まで	審查	守口市役所1階ロビー
	午前11:00頃	入賞者掲示	守口市役所1階ロビー

- 4 出品方法 別紙出品規定による。
- 5 審査及び賞
 - (1) 出品物のうち優秀なものに賞を授与する。
 - (2)審査員は、大阪府中部農と緑の総合事務所、北河内農業協同組合(理事及び営農指導課)、 守口市農業委員会会長、守口都市農業研究会会長、その他市長が認めるものに依頼する。 なお、審査の結果に対しての異議申立ては一切受理しない。
 - (3) 表彰は、そ菜類の部及び穀類の部とし、次のとおりとする。

1)	大阪府知事第	単・	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2)	守口市長賞	(優秀	賞)		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3)	守口市議会認	義長賞	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4)	大阪府農業	会議会	長賞		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
5)	北河内地区原	農業委	員会	連	合:	会술	去	き賞	ĺ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
6)	守口市農業	委員会	会長	賞			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
7)	北河内農業	劦同組	l合組	合:	長'	賞	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
8)	大阪府農業	共済組	l合組	合:	長'	賞	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
9)	守口都市農業	業研究	会会	長'	賞	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1

守口市農産物品評会出品規定

- 1 出品資格者 市内の農家であること。
- 2 出 品 物 資格者が本年内に自らの肥培管理により生産した農産物とする。
- 3 出品点数 1農家 4点まで
- 4 出品物の種類及び量目
 - (1) そ菜の部

キャベツ・・・・・	2個	玉ねぎ・・・・・・	4個
結球白菜・・・・・・	2個	ゴボウ・・・・・・	4本
大阪しろ菜・・・・・	4 東	にんじん・・・・・	4本
水菜・・・・・・・	4 東	さつまいも・・・・・	2個
なたね菜・・・・・・	4 東	さといも・・・・・・	8個
ほうれん草・・・・・	4 東	じゃがいも・・・・	8個
きくな・・・・・・	4 東	くわい・・・・・・	8個
みつば・・・・・・	4 東	トムギ・・・・・・	4本
小松菜・・・・・・	4 東	れんこん・・・・・	2本
ねぎ・・・・・・	4 東	大根・・・・・・・・	2本
下仁田ねぎ・・・・・	2束	かぶら大・・・・・	2株
関東ねぎ・・・・・・	2束	かぶら中・・・・・	4株
ニラ・・・・・・・	4 東	かぶら小・・・・・	8株
サラダ菜・・・・・	4 東	冬瓜 (8 k以上)・・・	1個
チンゲンサイ・・・・	4 東	冬瓜 (8 k 以内)···	2個
大葉しそ・・・・・・	1箱	ナタ豆・・・・・・	2個
木の芽・・・・・・	1箱	ハヤトウリ・・・・・	4個
モロヘイヤ・・・・・	4 東	花梨・・・・・・・	2個
ぶんたん・・・・・	2個	柿・・・・・・・・・	5個
野沢菜・・・・・・	4 東	みかん・・・・・・	5個
なす・・・・・・・	4個	キウイ・・・・・・	5個
南京・・・・・・・	2個	その他果実 (大)・・・	2個
とうもろこし・・・・	4本	その他果実(小)・・・	5個
パセリ・・・・・・	4 東		

(2) 穀類の部

米 (玄米)・・・・・ 1合大豆・・・・・・1合小豆・・・・・・ 1合その他穀類・・・・・1合

- ※ その他のものについては、その都度定める。
- 5 出品申込み 別に定める「出品申込書」により、直接又は郵送にて 11 月 13 日 (木) までに 地域振興課へ提出する。
- 6 出品物受付 11月27日(木)午前8時から午前9時まで会場において行う。
- 7 出品物の処理 出品物については、出品者の希望により返品又は寄贈とする。 なお、返品については品評会終了後返品する。

農産物品評会審査基準

- 1 審査員は、大阪府中部農と緑の総合事務所、北河内農業協同組合(理事及び営農指導課)、守口市 農業委員会会長及び守口都市農業研究会会長、その他市長が認めるものがあたり、審査委員長は、 大阪府中部農と緑の総合事務所の代表者とする。
- 2 審査の実施にあたっては、そ菜類と穀類に分けて行い、そ菜類は主として大阪府中部農と緑の総合事務所代表者が審査し、穀類は北河内農業協同組合の代表者が審査するものとする。
- 3 審査委員長は、審査に関する職務を掌握し、審査終了後、その経過等を総合判断して最終決定する。
- 4 賞は次のとおりとする。

	賞名	内容
(1)	大阪府知事賞	そ菜類の中から最も優秀なもの1点
(2)	守口市長賞(優秀賞)	そ菜類の中から1点、穀類の中から1点の計2点
(3)	守口市議会議長賞	そ菜類の中から1点
(4)	大阪府農業会議会長賞	そ菜類の中から1点
(5)	北河内地区農業委員会連合会会長賞	そ菜類の中から1点
(6)	守口市農業委員会会長賞	そ菜類の中から1点、穀類の中から1点の計2点
(7)	北河内農業協同組合組合長賞	そ菜類の中から1点
(8)	大阪府農業共済組合組合長賞	そ菜類の中から1点
(9)	守口都市農業研究会会長賞	そ菜類の中から1点

5 審査の結果に対しての異議申立ては、一切受理しないものとする。

	賞名	そ菜類	穀類
1	大阪府知事賞	1	_
2	守口市長賞(優秀賞)	1	1
3	守口市議会議長賞	1	_
4	大阪府農業会議会長賞	1	_
5	北河内地区農業委員会連合会会長賞	1	_
6	守口市農業委員会会長賞	1	1
7	北河内農業協同組合組合長賞	1	_
8	大阪府農業共済組合組合長賞	1	
9	守口都市農業研究会会長賞	1	_
	計	1	1